

行政改革推進審議会 会議概要

第 5 回会議	
開催日時	平成 19 年 5 月 23 日（水）15 時 00 分 ～17 時 15 分
開催場所	山陽小野田市役所 大会議室 A
出席委員	6 名出席（3 名欠席）
出席職員	市長・市長公室長 行政改革課職員 3 名
協議概要	<p>1 具体的な改革項目についての協議</p> <p>○入札・契約を一元的に所掌する部署の設置 （行政改革課職員より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 234 条により、地方公共団体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りのいずれかの方法によらなければならない。また、随意契約ができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定してある。 ・ 本市では、一般競争入札は行っていない。平成 18 年度からは、簡易公募型指名競争入札制度を導入したところである。また、従来から工事及びこれに伴うコンサル、設計業務のみ指名競争入札を実施しているが、18 年度からは、印刷製本や業務委託の一部についても指名競争入札を行っている。その他は全て、随意契約を締結している。また、せり売りによる契約締結については、実績がない。 ・ 問題は、随意契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 で規定する範囲を超えていると思われる契約が存在することである。 ・ 随意契約事務は各課で行っており、契約金額 10 万円以上は 2 者以上の見積もりを徴している。 ・ 一方、契約書の作成については、指名競争入札、随意契約にかかわらず各課で作成しており、内容的に不備なものも若干見受けられる。 ・ 本市は、県内他市で設置されているような、全ての契約に係る入札を掌る入札管理部署や契約を一元的に事務遂行する契約管理部署が設置されていない。 ・ したがって、入札、契約を一元的に所掌する部署を設置し、適正な事務遂行を行う。指名競争入札のための業者登録及び審査期間として平成 19 年度を準備期間とし、20 年度から実施していく。 <p>（委員からの主な意見、質疑応答等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約による業者とのトラブルはないか。 ⇒今のところ大きなトラブルはない。 ・ 当たり前のことができていないということなのだから、当然、速やかに取組むべきである。 ・ 従来から地元業者を優先していると思うが、今後は「安くていい

仕事」を優先して市外の業者も利用すべきではないか。
⇒基本的には、市内に本社、支店、営業所等がある業者と契約している。市内に取扱業者がないような特殊なものについては、市外の業者とも随意契約している。

- ・自分のお金を使うのと同様の感覚で、儉約に努めるべきである。

○ コンビニ、金融機関 ATM 等による公金収納

(行政改革課職員より説明)

- ・ 現行の公金収納方法は、収納代理指定金融機関での納付書による納付、集金及び口座振替であるが、収納率と納付者の利便性向上のため、収納窓口の時間延長（試行中）や債権特別対策室の設置を行っている。更に新たな取組みの一例として、コンビニや ATM による公金収納を検討してみた。
- ・ このうち、ATM による納付は、金融機関オンラインシステムの変更が必要であり、現在のところ実施することは不可能である。
- ・ コンビニでの納付については、365 日 24 時間、全国どこでも納付可能というメリットがあるもの、2,800 万円以上の初期投資及び取扱手数料の負担が生じるというデメリットもある。
- ・ 全国 1,889 自治体のうち導入済みは 125 自治体であり、ほとんどが人口増加地区である。納付件数の 10%以上がコンビニでの納付であり、軽自動車税の収納率アップが顕著である。
- ・ しかしながら、この状況がそのまま本市に当てはめられるかとなると、疑問も多い。導入の効果について緻密なシミュレーションを実施し、導入するとなった場合においても、ホストコンピュータの更新時期に合わせて平成 24 年度以降とすることが、経費面、リスク回避面から望ましいと考えている。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

- ・ このような新たなシステムを導入するよりも、まず、市民の納付に対する意識醸成について取組むべきである。例えば、数年前に廃止された「前納報奨金制度」のようなものも有効であると思われる。
- ・ 例えば、納期限間近の土曜、日曜におけるスーパーマーケットの駐車場等での臨時納付ブースの設置や、納期を民間賞与の時期に合わせなど、違った視点からの取組みのほうが経費もかけずに効果的である。このように、市民の側に立った納付しやすい環境づくりを行うべきである。
- ・ 本来、納付義務があるものなのだから、これだけの経費をかけるよりは、納付意識の醸成や納付指導に努めるべきである。
- ・ 市民の納付意識向上のための取組みをするべきである。例えば、国税においては、税の納付義務について小中学校での教育をしていると聞く。

協議概要

協議概要

○ 補助金支出基準の作成

(行政改革課職員より説明)

- ・ 地方自治法第 232 条の 2 により、地方公共団体が補助できるのは「公益上必要がある場合」に限られている。
- ・ 本市には、補助金の交付や取扱いに関する統一的な基準がない状況であり、合併時に補助金交付規則を制定し、旧市町で支出していた補助金を原則として引き継いでいる。それぞれの、補助根拠や必要性について再考されたわけではない。
- ・ また、運用については、各課所管の各補助金交付要綱により事務処理している。
- ・ 「公益上必要がある」と判断する基準や、事務取扱いに関する統一的な規準を平成 19 年度に作成し、これに基づく見直し結果を 20 年度予算に反映していく。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

- ・ 市民の税金を使って補助しているのだから、「公益上必要」という判断をしっかりとすべきである。
- ・ 現在は、財政状況を勘案し平成 18 年度、19 年度においてそれぞれ一律 10%カットしているとのことだが、根本的に自立を促すべきである。
- ・ 補助している団体が非常に多いのに驚いている。早急に整理すべきと考える。中には、名称や設立者等は異なるが、内容的には重複しているものもあるのではないかと。また、補助団体からの報告等は行われているのか。
⇒原則として、補助団体からは決算書、事業実績、予算書及び事業計画について、毎年の報告を義務付けている。しかし、これらは補助金支出の際に必要な添付資料としての取扱いであり、本来市が行うべき各団体への業務指導、会計実務指導等は行っていないのが実情である。
- ・ 全ての補助金をリセットして、基準に照らし合わせ、一から補助採択しなおしていくべきである。

○ 出資法人等について脱会を含めた見直し

(行政改革課職員より説明)

- ・ 本市の出資による権利は、平成 17 年度末で 44 件、約 3 億 7 千万円である。このうち、出資比率 50%以上の第三セクターは、5 件、3,100 万円である。
- ・ これらについて、地方公共団体としての出資目的、必要性、出資金額に係る費用対効果等を検討する必要がある。
- ・ 平成 19 年度中に、出資による権利について根本から再考する庁内プロジェクトを立ち上げ、現に必要な最低限の出資に絞込み、経年経過による社会経済情勢の変化等により、出資の目的、必要性が曖昧になったものや目的を達成したものは、積極的に出資

金の回収に努める。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

・今回きちんと整理するということが、今後はどのような管理をしていくのか。

⇒現在、出資による権利を所管している部署が曖昧である。そのため、経年経過により出資当時の経緯等が不明になっている点は否めない。今回整理した後には、管財課財産係にて管理していく。

○ 事務用品等に係る単価契約の実施

(行政改革課職員より説明)

・現在各課で発注、購入している事務用品等のうち、全庁的に使用しているスタンダードなものについて、年間使用見込数を提示し、一回あたりの購入数を増やすことを前提に、入札・見積り合せ等価格比較を徹底して単価契約することで、購入単価を抑え事務コストを軽減していきたい。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

・ぜひ取り組むべきであるが、大量に購入し在庫を抱えるのは良くない。年間購入予定数を提示しているのだから、必要なときに必要な個数を納品させるほうが、在庫管理に係る事務が必要なくなることや、いわゆる「棚卸し金額」を抑えることができるので効率的である。

2 その他

次回開催 平成 19 年 6 月 4 日 (月) 9 : 00 ~ 又は
平成 19 年 6 月 8 日 (金) 9 : 00 ~
決定次第、電話等で連絡する。

協議概要

--	--